

大阪の部落史 通信

4

主な記事

- 史料紹介／能勢町下田村福井家文書の「一札」……(1)
- 大阪市の露店営業問題……(4)
- 各地区の部落史研究～堺……(6)
- 市町村の史料を訪ねて～大阪市……(7)
- 寄贈図書一覧……(8)

発行 大阪の部落史委員会

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

史料紹介

能勢町下田村福井家文書の「一札」

茨木 芳子（大阪の部落史委員会事務局）

『大阪の部落史』通信二号（九五
年八月）の「史料収集の動き」で既
に紹介された「能勢町下田村福井家
文書」（福井文友所蔵）は、現在、吉
村智博氏（大阪人権博物館）が目録
づくりならびに翻刻を進めておられ
る。おつて、その全体像が示され、
体系的な史料紹介がなされる予定で
ある。

ここではとりあえず、マイクロフ
イルムで約四〇〇コマを越える貴
重な史料の中から安政二年六月付の
「一札」について紹介し、同文書へ
の関心を深めていただきたい。

* * *

まず、史料中の「天王寺村孫右衛
門」について触れておきたい。

藤本篤氏が「撰津天王寺牛市と文
書・記録」（『日本歴史』五二五号・
一九九二年二月）で、「少なくとも豊
臣政権下の一六世紀後半には天王寺
牛市に市がたち、これを經由しない
在郷博労らの直売買は禁止されてい
たに違いない。」「その後も天王寺牛

市は徳川幕府から承認され」「こうし
た天王寺牛市の公認・保護」の代償
として「牛一疋につき銀二匁の口銭
を徴収し、うち一匁を冥加銀として
上納し」、「寛永一八年からは一年に
銀三〇枚ずつの」上納が行われたと
述べておられる。

この牛市を支配したのが孫右衛門
である。宝暦二（一七五二）年、孫
右衛門は大坂町奉行所から、撰津・
河内・和泉・播磨四ヶ国の牛取引を
彼の支配下の天王寺牛市で行うこと
を命じる国触れを得ているが、この
前後に彼は市場統制をはかり、支配
下に入らない博労・村々と公事（訴
訟）をくり返している。これについ
ては前掲藤本論文が詳しい。『能勢町
史』第三卷（一九七五年三月）所収
の安永七（一七七八）年七月一日
付「一札」によると、天王寺村牛問
屋の孫右衛門あてに能勢郡四村の庄
屋・年寄が連名で「百姓は今より以
降も西郷仲買とのみ牛の売買をする
ので、孫右衛門への口銭は西郷仲買

から取り立てるよう」と求めてい
る。口銭の徴収をめぐるの綱引き
が行われていた様子が分かる。

下田村皮多の牛売買の目利につい
ては山田光二氏が慶応三（一八六七）
年の「撰州能勢郡下田村一札」を紹
介し、「この牛の鑑定業は近在の農家
からかなりの需要があったとみえ」
ると述べられている。（『解放令』布
告前後における大阪府能勢町の被差
別部落の動向」（『部落解放』二〇号・
一九七一年）

ここで紹介した史料の後段には目
利とは別に寛政年間（一七八九〜一
八〇一）から農業に差支えのある病
氣牛を商いし、その目印に木綿で縁
どりをした蓑を着せたとある。そし
て、この安政二（一八五五）年の段
階で、下田村の扱う牛の売買が多く
なったためであるが、一般の博労
の扱う牛と下田村の皮多の扱う牛と
の区別が紛らわしいので取り締まっ
て欲しいという博労側の要求が天王
寺村の孫右衛門に出された。これに

一札

一私共^〆年々差出候牛口錢之儀 (被損) 壹ヶ年ニ、九拾五疋之積ヲ以、此口錢銀、(百疋)宛ニ御相極被下度候段、御頼奉申候処、御承知被下、忝^存候、然ル上者、毎年九月晦日切、片山村庄屋数右衛門様方へ差出置候間、御受取可被下候、尤右口錢之儀者、私共身分^〆差出、百姓中へ割懸ヶ候儀ニ而ハ決而無御座候、万一、口錢銀相滞候者有之候共、残之者共^〆相弁、右日限無滞、急度差出可申候、為後日之一札依而如件

安政二卯年

摂州能勢郡

六月

下田村皮多

- 喜 八
- 一 平
- 常 八
- 武 兵 衛
- 啓 二 郎
- 太 四 郎
- 半 五 口
- 安 右 衛 門
- 久 藏

天王寺村

孫右衛門

前書之通相違無之、右日限及延引候ハ、急度取立、其許殿へ相渡可申候、為其、奥印致置候、以上

一札

一私共儀其御許殿へ及御相对牛目利売買渡世罷在候処、往古者、藁おも

片山村
庄屋
数右衛門

かへ課牛ニ而、商内仕来候得共、四時之障を請病氣牛農業之差支相成候ニ付、寛政之度、近村之庄屋衆中相願、菘ニ木綿縁を取、着步行商内仕候処、近年猥ニ相成、仲買博勞衆中同様、牛荘立商内仕候趣を以、仲買博勞衆^〆、其許殿江差支申出、御取締御座候、此儀ハ御尤ニ者御座候得共、何分、私共近年困窮仕、飼置候牛者一向無之国方博勞衆^〆買請候俥、量之方へ追附候義ニ御座候故、無何心荘之儀者、不心附売買仕候儀ニ御座候処、此度御差当を以、無申訳心得違之段、重々御託奉申上候処、一廉相立候様、被申聞承知奉畏候、然ル処前文ニ奉申上候通、国方博勞衆^〆買受、直様売買仕候儀ニ付、荘之儀者、何卒其儘ニ御差免被下度、乍併、私共商内牛之印菘ニ縁を取、直段高下ニ不拘、着步行可申候、其余者仲買博勞衆同様ニ御差免被下千万忝奉存候、右之通此度相改候上者、正路ニ商内仕重^{あつかましき}頭義決而仕間鋪候、若相違之儀御座候ハ、ハ牛目利渡世御差留メ被下候共、其節一言之申分無御座候、為後日之差入申一札依而如件

安政貳卯年

摂州能勢郡下田村

六月

皮多

- 喜 八
- 逸 平
- 常 八
- 武 兵 衛
- 啓 二 郎
- 太 四 郎
- 半 五 口
- 安 右 衛 門
- 久 藏

片山村庄屋
数右衛門

孫右衛門殿

天王寺村

久 藏

前書之通御願申上候処、御承知被下忝存候、然上者若違背仕候節者、但々私^〆取締可仕候、為其印形仕置候、以上

利左衛門死跡

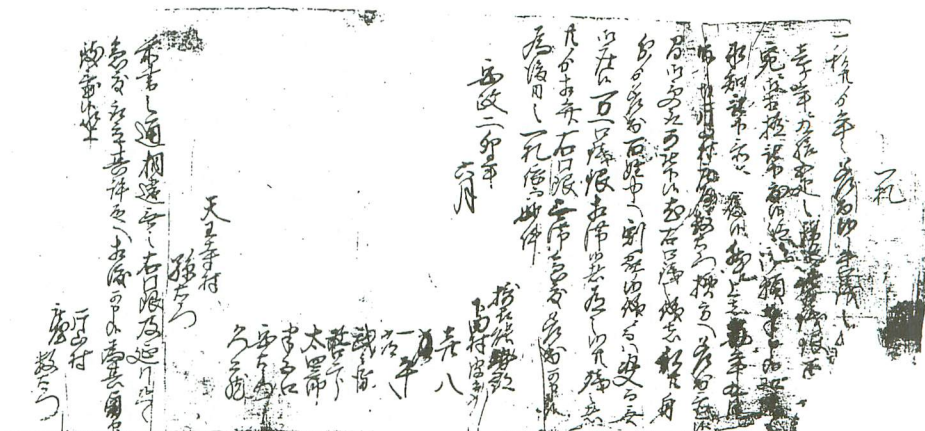
相統人

天王寺村

久 藏

対して下田村側は、近年売買する牛が不足して、国方博労衆から買い求めた牛をそのまま売するため、博労衆のつけた荘（かざり）のついたまま売ることになっただけであって、以

(後段は略す)



降は、自分たちの商う牛の印である「縁どりをつけた菟」を着せることにする、と詫びを入れている。こうした動きを念頭に史料の前段をみると、下田村は年間の牛売買の取引数を九五匹と見積もった口銭を納めることを約束している。また、この口銭銀については百姓中に「割懸ケ」たものではないと断っている。

福井家文書中の文久元（一八六一）年八月八日付の高槻御役所宛の願書の中で、対立する相手が年寄という役職にあつて、「村方牛馬銀」を取り込んでしまつて村方へ出さない、と非難する文言がある。この「村方牛馬銀」が口銭銀として支払われていたと考えられる。また、この口銭銀は直接孫右衛門に渡されるのではなく、片山村の庄屋数右衛門に差し出されている。数右衛門は奥印の上、その取り立ての保証をしており、この口銭銀の流れの中で片山村庄屋の存在は大きい。

すでに上掲山田論文や吉村智博氏が「幕末における一独立村の動向―摂津下田村文書―」（『部落解放研究』六二号・一九八八年七月）で述べられているように下田村は、文禄三（一五九四）年三月実施という秀吉政権下の検地帳には片山村に含まれてお

り、延宝七（一六七九）年に独立分村を果たしたとされる。しかし、吉村氏が先の論文で「取次庄屋として存在した片山村との関係」の分析の必要性を指摘しておられるが、この史料は下田村の「一村独立」の内実の一面を示す史料でもあるといえる。

なお、福井家文書に、「取次庄屋」として残されているのは片山村だけではない。例えば天保一四（一八四三）年六月二四日付の高槻御役所宛の文書には片山村取次・庄屋一平、稲地村取次・庄屋重左衛門、川辺郡上阿古谷村庄屋吉左衛門（印は筆者）が立合の上請書印形している。そして、三人は同日に連名で高槻御役所宛に下田村についての報告をしている。また、明治五年六月付の大府宛の願書にも「元第三〇区副戸長片山村中森新平」の奥印があるが、これ以降も公的な帳簿類を含めて「本村」片山村の奥印が続いている。

しかし、「本村片山村」の影響が一貫して同じ強さであったとは考えにくく、時期や事柄の内容によりその影響力に濃淡があつたのではないだろうか。それに加えて、稲地村と川辺郡上阿古谷村との関わりが問題となる。

『能勢町史』第三巻所収の「下田村取次庄屋廃止二付取次六カ村口上控」によれば安永八（一七七九）年に、平野村の庄屋を惣代として平野・上杉・稲地・垂水・山田・天王村が小堀数馬宛に、下田皮田村にかかわる取次・奥印の廃止を願い出ている。これは、下田村からの願いを受けた領主から、差支えの有無が問われたことに対応して行われたものである。この六村に先の稲地村が含まれている。片山村以外に取次庄屋が六村にもものぼること、廃止されたはずの稲地村がその後の文書に取次庄屋として登場すること、また他郡の上阿古屋村が片山村と並んで取次庄屋として名を連ねる時期のあること、などについては今後分析をしなければならぬ課題であると思う。多量に残る公的帳簿類の奥印の整理、分析はその手がかりの一つとなるのではないだろうか。

この他にも下田村皮多の人々の様々な生活の様子をイメージできる文書も残されている。福井氏には、今日までのこの文書を大切に伝えてこられたこと、またこうして使わせていただけることに深く感謝したい。

史料紹介

大阪市の露店営業問題

研究所所蔵個人資料から

渡辺 俊雄 (部落解放研究所)

◆ある靴直し職人の資料

お名前を出すのは控えておきたいが、大阪市内の部落に生まれ、古く全国水平社創立の一人である舩松村の泉野利喜蔵とも交友があり、靴直しの職人として生涯をまっとうされた方がいた。晩年には日本銀行大阪支店の地下で、靴直しの仕事をしてきたと聞いた記憶がある。

解放センターの食堂などで何回かお話を聞かせていただいたが、実名を出すことも、テープで録音することも躊躇されていたから、今手元にはその肉声は残っていない。戦時中から戦後にかけて、靴直しの職人の生活擁護の運動も担い、松田喜一や栗須喜一郎と市同促協にも関わっている。その靴直しの職人が残された資料が、研究所に所蔵されている。大きくは四つの封筒に分かれているが、次のまとめりがもつとも貴重なものである。

1、清算報告書(自昭和二二年三月一日至二三年八月五日)

(大阪府靴統制組合)

2、浪速靴商工業協同組合定款

(年不詳)

3、大阪府警察署管内東露靴会

員名簿(年不詳)

4、(仮) (ノート) 東露靴会

(一九四七年前後)

5、(仮) 露店営業関係資料

①大阪府露店営業許可条例

②大阪府告示第四〇四号

(一九四八年六月一日)

③大阪府告示第四〇五号(同前)

④旧指令書・鑑札書換について

⑤路傍靴修繕業者ノ取締ニ関スル件(大靴統発第二二一号)

(一九四六年八月二二日)

⑥路傍靴修繕業者ノ取締ニ関スル件(大靴統発第二〇九号)

(一九四六年八月一八日)

⑦東露靴会第一回総会挨拶(会長)

(一九四六年十一月六日)

⑧大阪府露店靴修理組合連合会

則(付) 組合長名簿

(一九四九年一月)

6、大阪府露店靴修理組合連合会

則(付) 組合長名簿

(一九四九年一月)

7、中小企業等協同組合設立認可申請書・設立趣意書・資金計画書

(手書き) (大阪友隣靴協同組合)

(一九六〇年)

◆露店営業問題の経過

露店商禁止反対闘争は戦後初期の大阪の運動にとつて大きな出来事であるにもかかわらず、十分には解明されていない。詳しいのは『大阪市同和事業史』(二二三頁)と、これを下敷にした『大阪府同和事業促進協議会史』(二二二頁)の記述であろう。

『新修 大阪の部落史』下巻の拙稿では二・三行触れただけである。

部落問題研究所編『戦後部落問題年表』では一九四八年の項目に「一

一・一 大阪市露店商営業禁止反対運動起る。御堂筋への座り込みなど

を含む実力行動を展開」(出典『部落解放』)と記載されている。他の関連資料としては『部落問題研究』九号(一九四九年)、同一〇号(同年、部落解放全国委員会の「露天業禁止反対」の方針を資料として掲載)がある。これまでに刊行された各資料集には、一次資料は掲載されていない。

いづれにしてもこれまででは、肝心の露店営業が禁止されるにいたる経緯(そもそも露店営業は禁止されたのか)や、当時の露店営業の実態については、資料の発掘が十分ではなかった。

前記の資料をまだ十分には読み込んではいないが、おおむね次のような事実が明らかになる。

一九四六年八月には大阪府価格等取締規則にもとづいて露店営業取締規則(大阪府令第七四号、ただし未見)が交付された。当初、同規則は闇市の取り締まりを目的にすると考えられていたが、実際にはすべての露店営業を対象にするものであった(前記の資料5の⑦。以下同じ)。大阪府靴統制組合は二回にわたって大阪府知事に文書で、同組合の業者への特別の取り計らいを願っている(資料5の⑤、⑥)。

同時に、所管警察署の指示を受け

連絡協力する機関として、大阪府靴統制組合北区支所の業者が独自の組合を結成した。これが、東露靴会である(資料5の⑦)。名簿によれば、同会は営業区域ごとと思われる一二班に編成され、一二人が組織されていた。現住所は、大阪市内の各部落と部落外、京都府・奈良県にも及ぶ(資料3)。資料4のノートは、その当時に書かれたものと思われる。会の予算・支出、若干のメモが残されている。

他方、戦時中に統制組合として存在していた大阪靴統制組合は一九四七年二月に解散命令を受け、三月に解散総代会を開いた。しかし統制は相変わらず継続していたから、その事務は一〇月以降、大阪府靴商工業協同組合に移行された(資料1)。浪速靴商工業協同組合(資料2)と別組織かどうかは不明。

◆その後の経緯

一九四八年六月、大阪府は露店営業許可条例を制定・交付した(資料5の①)。同条例じたいは、露店営業を全面的に禁止するものではなかった。ただし露店営業を行なうためには本籍・住所・氏名などを届け出て許可を受けなければならず、公共の

福祉に反するとされた時には許可を取り消される場合があるとされた。これは、部落出身の業者にとつてはかなり大きな問題であっただろう。後年の金属屑営業条例で問題となった点と、ほぼ同じである。

業者は一九四九年一月に、許可業者をもって大阪府露店靴修理組合連合会を結成した(資料6)。基本的には行政と折り合いを付けながら生き残りを模索していく。

一九四九年に入ってから行政側の動きは、しばしば商業新聞で報じられた。まず六月、政府は各都道府県知事ほかに宛てて、「露店商組合および同支部の解散に関する件」を通達した。これは本来は、経済統制団体の除去・民主化という理念に沿ったものであったはずである。

こうした流れから言えば、全国自治体警察長連合協議会の結果であり、全国的な申し合せであるとした、同年十一月の鈴木警視總監の露店商全面禁止の意向表明はいかにも唐突であり、現実をふまえない暴論であった。

これに対して、大阪市民民主党は議員団総会で全面禁止反対の声明を発した。大阪市当局も全面廃止の方針を保留して改善策を研究するとの

意向を示した。GHQ公安課警察調査官(新聞の原文のまま)シューバツクもこうした市の方針を了承したと新聞で報じられる。靴直しの業者が行政と対決し、大阪市民会で大きな論議に発展していくのは、これ以降である。

◆一応の結末

全面禁止反対運動、大阪市民会での議論の結果は、どこに落ち付いたのか。

大阪市立中央図書館に所蔵されている資料のなかに『露店問題関係綴』という行政文書がある(研究所はコピーで所蔵)。同資料に綴られている資料は、以下の七点である。

- 1、露店実態調査報告書(大阪市民政局、一九四九年一月)
- 2、昭和二十五年第三期(自25・11至26・2)露店許可調書
- 3、露店改善指導対策要綱(案)
- 4、露店改善指導対策要綱
- 5、東京都における露店整理問題に関する調査報告(大阪市民政局、一九四九年一〇月)
- 6、昭和二十五年第二度第二期(自七月至十月)露店許可調書
- 7、昭和二十五年第三度第三期(自25・11至26・2)露店許可調書(大阪

市土木局道路課、一九五一年二月一二日)

資料1は、市会で大きな問題になった当時の大阪市内の露店商の実態が、露店開設の場所別に、時に図面入りで報告されている。

今、注目するのは資料4である。

同資料には、「昭和二十四年十一月三十日の市会における露店対策方針の基本線にそい、その後関係局において協議を重ね、昭和二十五年二月二十一日に決定した具体的対策は以下の通りである」との注釈が付いていて、この要綱によって、整理指導する露店は市内にある道路上の露店であつて、道路外にある露店は対象とならぬ(従前通りとする、と明記されていた。業者の側の一応の勝利であつた。

◆一通のメモ

しかし事実上、多くの露店は路上で商うものであり、業者の側はさらに路上での営業をも認めさせるべく行政側と交渉を重ねたようだ。

先に紹介した靴直し職人が残した資料のなかに、次のような一通の手書きのメモ(コピー)が残されている。

☆その後、ねばり強く交渉が続けられ、府連の側からはメーン・ストーリーが無理であれば、そこからよこに入った側道での営業を許可せよと、譲歩的な要求を出したが、府警の全面禁止の方針は、アメリカ軍の指令によるもので、全く主体性を欠き、折衝は難行し、ついにふたたび五〇年一〇月に、反対闘争が再発した。激しい決起闘争の結果、ようやく五一年三月に至って、側道での露店営業許可を勝ち取ることができ、この闘争を通じて、部落大衆は団結と闘争について多くの生きた学習を体得した。

以上の文章は、記憶によれば資料を残された靴直し職人自身のものである。コピーの右肩には「別紙」とあり、「P.22」とも書き込みがある。露店営業禁止反対闘争の記述がある府同促協の記念誌のページに該当する。恐らくかの職人にとっては、記念誌の記述は不満だったのであろう。そこに付記しなかったコメントであったように思う。

多くの靴直しの職人にとって、仕事と生活の安定は、終生の悲願であった。手書きで残されている靴協同組合設立の願い(資料7)は、痛く心を打つ。

羽曳野市、東大阪市、能勢町、八尾市、大東市、交野市、太子町、河内長野市、大阪狭山市、美原町、柏原市

主な取組みの日程(一〇～二月)

●市町村(同和对策部へ室)、市町村史編纂室、議会事務局)への史料収集

一〇月 島本町

一一月 豊能町、豊中市、池田市

箕面市、高槻市、岸和田市、富田林市、松原市、茨木市、堺市、泉大津市、岬町、泉佐野市、貝塚市

●研究会

一〇月 三日 現代

一四日 中世

二八日 近世

一月二五日 近代
二月 二日 中世
一六日 近世

各地区の部落史研究

舩松歴史資料館

闘ってきた人々のいきざまや差別に対する憤りを知ることのできる場が必要であるという認識をもつにいたっていた。そんななかで、資料館設立が決定され堺市立解放会館の二階にあった「旧ちぬが丘診療センター」跡の施設を改築し、一九八八年四月に資料館が開館した。以来、現在八年目を迎えている。

資料館の名称は、地元に着した、また長年にわたる部落解放への願いを取り入れるということで、地元水平社の名称でもあり、堺市と合併する以前からの村名でもあった舩松をとり、舩松歴史資料館と決定された。

●設立経過

資料館設立にあたっては、一九七〇年代の後半から部落解放堺地区歴史・文化を守る会をはじめ地元からの強い思いや願いがあった。

堺市としても同和对策事業の進捗は、一定の成果をみるも、厳しい部落差別をものがたる住居をはじめとする資料がなくなってきたいるなか、歴史や実態を調査・研究するとともに地区の人びとの生活・文化・労働にかかわる資料や文献などを収集・展示することによって、部落差別と

●資料の収集・調査研究

資料の収集・調査研究については、地元の精通者が最も資料を円滑に収集できることや、収集記録しておかなければという地元の強い思いが合致したなかで、部落解放堺地区歴史・文化を守る会が従来から資料収集していたものを基礎にして中心的事業として行った。

部落解放堺地区歴史・文化を守る会は資料収集と調査・研究の成果を『しおあな研究』(1号～6号)としてまとめあげ冊子などになっており、これが資料館の展示内容の基本の一

つとなっている。

●展示内容の検討

開設が決定してから、オープンするまでに、一九八六年三月には「歴史資料展示室構想委員会」(地元精通者三人、地区協一人、学識経験者一人、行政経験者五人)が設置され、翌年には「ちぬが丘歴史資料館展示構想委員会」と名称が変更されているが、このなかに、啓発部会、歴史部会、生活・運動部会が設置された。委員が分散して部会を構成し、それぞれの展示内容を検討、現在の展示配置が確定されたのである。

資料館が開館した一九八八年四月以降は「舳松歴史資料館展示委員会」(地元精通者三人、学識経験者二人、行政関係者三人)にその機能が引き継がれ現在にいたっている。

●資料館の現状

資料館は教育委員会の社会教育部に位置付けられ、館長をはじめ、五人の専任職員が配置されている。業務として、①資料の収集・整理・保管②資料・情報の提供 ③調査・研究④常設展示 ⑤特別展示 ⑥資料館だよりなどの発行による広報啓発活動をおこなっている。

現在は、過去に収集された資料を整理分類し、台帳に記入する作業を継続中で、明治・大正期の新聞資料の整理作業も含まれている。特に写真資料については内容が不明なものも多く、また古老からの聞き取りも急務をようしており、地元の協力なくしては前に進まないところである。常設展示も、開設以後の研究成果や新しい資料の発見、歴史研究の進むなか、展示物の入れ替えや新手法による見せ方、啓発のあり方が求められる状況にいたっている。

特別展示も、毎年秋に舳松の出身である将棋の名人阪田三吉をとりあげ、サブテーマを設け違った角度から同和問題の視点で開催している。

●今後の課題

同和問題解決のための啓発拠点として舳松歴史資料館という名にふさわしい内容をもった資料館をめざし、地元に着した資料展示の充実をはかるため、資料整理の作業を急ぐとともに、舳松の部落史を系統だててまとめるための準備作業を進め、資料の収集・発見に努めなければならぬと考えている。

(文責 筧 秀夫)

市町村の史料を訪ねて

大阪市

里上龍平(大阪の部落史委員会事務局)

大阪市は一九八九年の市制施行一〇〇年を記念するために、一九七九年から『新修大阪市史』(全一〇巻)の編纂事業を行ってきて、現在までに『新修大阪市史』八巻、『大阪の歴史』四六冊、『大阪市史料』四五冊を刊行している。

ところで、今回の『新修大阪市史』の編纂は大阪市としては五度目の修史事業である。すなわち、『大阪市史』全五巻・六冊、他に付図・索引(刊行、一九〇九年〜一九一五年)、『明治大正大阪市史』全八巻(一九三三年)、『昭和大阪市史』全八巻(一九五一年〜一九五四年)、『昭和大阪市史統編』全八巻(一九六四年〜一九六九年)につぐものである。

そして、その編纂のために、大阪市では考古・古代から現代にいたる大阪市関連の史料を蒐集しておられる。

これら蒐集史料の中に大阪の部落史関連の史料がどれほど含まれているかということになると、今のところ見極めはつげがたいが、貴重な史

料があると思われる。近・現代に限ってみると、ごく大ざっぱに分類して次のような分野の史料が見られる。

- (1) 商工業統計・衛生統計などの統計類
- (2) 部落産業
- (3) 学事報告・学事統計
- (4) 民生事業(同和事業)関係報告
- (5) 郡・区行政関係史料
- (6) 新聞・雑誌

さらに、以上の分野に限られない史料が見出される可能性がある。なお、(5)の郡・区行政関係の文書のうち、東成区、東区、淀川区関係の原史料は大阪市立中央図書館に、その他は大阪市公文書館に所蔵されている。

ここでは、(4)の同和事業関係の史料と(1)の統計の史料を何点か取り上げて紹介する。

なお、大阪市史編纂所をはじめ大阪市関係者の方々には、多くの御教示と御協力をいただいたことを、ここに改めて御礼申し上げておきたい。

* * *

大阪市民生局が出した「民生局報告」で同和事業が登場するのは、『昭和三十三年度大阪市同和事業誌』(民生局報告第八十二号)が最も早い部類に属すると思われる。

当時、行政は、同和对策事業を地区改善事業(もしくは同和事業)と呼び、地区II被差別部落を「封建的階級的な身分制の遺物」ととらえ、差別観念を社会的に見た場合、反動的迫害、悪風、「全く不合理な迷信の類い」であるとしていた。

この年、大阪市には一四地区、六万人(二八〇万市民の二・一%)が居住し、職業は皮革関係が五〇%、日雇、廃品回収、行商などの不定所得者が二五%を占め、一世帯構成員は四・五人強、月平均収入一万二〇〇〇円で、生活保護世帯と紙一重の状態であるという。なお、大阪市民生局は一九五三年度から逐次「地区実態調査」を実施して、一九五五年度には二地区について集計分析資料を出している。

戦後の大阪市の同和事業は一九五三年度の大阪市の追加予算で、施設設備補助、大阪市・大阪府同和事業促進協議会への助成、トラコーマ診察事業に合計八〇万円が計上されたのがその始まりである。次いで翌年

度当初予算で八五〇万円、一九五九年度には二三〇〇万円が計上されることになる。ちなみに大阪市同和事業促進協議会が設立されたのは一九五三年二月であった。

次に、『昭和三十四年度地区改善事業概要』(民生局報告第八十一号)によると、戦前の大阪市の部落改善対策事業の始期の分かるものとしては、次のものがある。

浪速市民館(一九二八年開設)、城北浴場・理髪所(一九二四年)、生江共同作業所(一九二七年)、北中島住宅(一九一〇年一〇月〜一九二六年一〇月)、平野トラホーム診療所(一九二五年五月)、日之出託児所(一九二六年六月)、有隣職業教習所(一九四〇年七月)など。

* * *

『明治二十四年大阪府西成郡役所統計書』によると、難波村大字難波に燐寸(マッチ)製造業者が二軒(資本金二〇〇〇〇円と一〇〇〇〇円)あり、それぞれ二三〇人、一五〇人と当時としては群を抜いて多い職工を抱えていた。他に、皮革製造(新田長次郎のちの新田帯革、資本金二〇〇〇円)の従業員二〇人、硝子製造(資本金一〇〇〇〇円)の職工五五人が目につく。西浜町では皮革製造の三軒

があがっており、職工はそれぞれ三〇人、二三人、一〇人である。

さらにマッチ製造を『大阪府第九回農工商統計年報』(明治三〇年)についてみると、明治二十九年では西成郡は二一製造所(大阪府四五、以下同じ)、職工男一二七四人(二七〇三人)、女二三九四人(四八三六人)

となっていて、製造所・職工とも大阪府の約半分を占めている。

また、同『年報』によれば製革については、大阪府では西成郡が独占しており、製造戸数三二、職工男四九九人、女九〇人。牛革六万六二一三枚、馬革二万二一〇〇枚、鹿革二万三四〇〇枚の産出高となっている。

寄贈図書一覧

- ・ 富田林市史史料目録第一集(富田林市)
- ・ 泉大津市史編纂史料目録第一・二集(泉大津市)
- ・ 大阪狭山市史編纂さん資料目録二(五)(大阪狭山市教育委員会)
- ・ 史料・文献一覧(岬町史編纂室)
- ・ 史資料一覧(岬町史編纂室)
- ・ 岬の古文書―岬町史紀要第一号(岬町教育委員会)
- ・ 岬の古文書(2)―岬町史紀要第二号(岬町教育委員会)
- ・ 創立十周年記念誌(茨木市同和事業促進協議会)
- ・ 同和对策の概要―昭和五九〜六三年度(東大阪市同和对策部)
- ・ 八尾市同和对策事業概要―平成五年度―(八尾市同和对策部)
- ・ 泉大津市史紀要第一・八・九号(泉大津市)
- ・ 泉佐野市史研究第一号(泉佐野市)
- ・ 熊取町史紀要第一・二号(熊取町教育委員会)
- ・ 岸和田市史史料第三・四・五輯(岸和田市)
- ・ 池田市古江町郷土資料・如来寺文書(池田市教育委員会)
- ・ 摂津市史写真版史料目録(摂津市)
- ・ 和泉国日根郡熊取谷中家文書目録(熊取町教育委員会)
- ・ 山岡春関係文書目録(岸和田市)
- ・ 大阪社会運動協会蔵書目録・中江文書I(大阪社会運動協会)